

在宅利用を希望する利用者の支給申請手続きについて

在宅による支援を希望する利用者については、在宅利用にかかる支給決定が必要となりますので、下記(1)を確認の上、(2)の提出書類を市に提出してください。また、在宅利用の開始にあたっては、受給者証の特記事項欄に「在宅利用」と記載があることを確認してから在宅による支援を行ってください。また、在宅利用の更新については、就労移行支援及び就労継続支援の更新時期毎に、下記(1)を確認の上、(2)の提出書類を市に提出してください。

(1)利用対象者【下記2点を全て満たす者】

- ・在宅でのサービス利用を希望する者
- ・在宅でのサービスによる支援効果が認められると市町村が判断した利用者

(2)提出書類

(ア)在宅利用にかかる申出書(別添様式)

国の「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(留意事項通知)に記載されている在宅による支援にかかる報酬算定の要件について、どのように対応して支援を行うかを記載し、利用者の同意を得たものを提出してください。

※主治医の意見書等

在宅利用について、主治医の意見が記載されているものがあれば提出してください。

(イ)利用者に関する基本情報(任意様式)

個別支援計画の作成の際に行うアセスメント(利用者が有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価)が記載されているものを提出してください。

(ウ)個別支援計画書(任意様式)

(イ)に基づき、利用者が必要とする在宅による支援内容について記載した個別支援計画書を提出してください。

(エ)障害福祉サービス受給者証

(オ)運営規定(在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されているもの)

※初回申請時のみ提出が必要